

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

# 東京都エイズ予防月間

## 11月16日(木)～12月15日(金)

平成28年中に国内で報告されたHIV感染者数は1011件、感染に気付かずエイズを発症して報告されたエイズ患者数は437件、合計は1448件でした。近年は1500件前後で推移しており、予断を許さない状況にあります。

### HIV・性感染症検査

通常検査(毎月2回)

検査日時  
原則第2・4木曜日  
午前9時～9時45分受け付け

### 結果通知日時

原則2週間後の木曜日  
午前10時15分～11時受け付け

夜間検査(臨時)  
検査日時  
12月6日(水)  
午後6時30分～7時30分受け付け  
結果通知日時  
12月20日(水)  
午後6時30分～7時30分受け付け

### 共通

会場  
中央区保健所1階

### 検査項目

HIV、性感染症(梅毒・淋菌・クラミジア)  
費用  
無料  
◎電話予約が必要です。

## 緊急告知ラジオの有償頒布

### 緊急告知ラジオとは

大きな地震や水害など、緊急を要する災害の発生時に、コミュニティ放送局からの信号音を受信することで自動的に電源が入り、災害情報や避難情報などの緊急放送を受信できるラジオです。

### 頒布対象・価格

区内在住者 1台1000円(1世帯2台まで)  
区内事業所 1台8500円(台数制限なし)

### 頒布場所

区役所1階防災危機管理センター

### 世界エイズデー

WHO(世界保健機関)では、12月1日を「世界エイズデー」と定めています。今年のテーマは「UPDATE! エイズのイメージを変えよう」です。区では、世界エイズデーに

・日本橋・月島特別出張所(区内在住者のみ。区内事業所への頒布は行いません)  
・頒布手続き  
・区内在住者  
住所が確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)と代金を持参の

・区内事業所  
代金を区役所1階防災危機管理センターに持参の上、窓口で申請書を記入してください。  
◎申請書は区のホームページからダウンロードすることもできます。  
緊急告知ラジオの特徴  
・電源がOFFでも緊急放送時は自動的に起動し、大音量でお知らせします。  
・停電しても充電式乾電池が内蔵されているので、一定時間使用でき、携帯ラジオとして外に持ち出せます。  
放送内容  
・全国瞬時警報システム(アラート)の情報  
緊急地震速報(区内震度5弱以上)や、弾道ミサイル情報といった国民保護情報

◎匿名で受診できます。  
中央区保健所健康推進課 防係  
☎(3546)5930

日時	会場
12月1日(金)	午前9時～ ・築地川銀座公園 ・日本橋橋梁付近
	正午～ 晴海トリトンスクエア 2階グランドロビー

◎キャンペーンは配布物がなくなり次第、終了します。



▲レッドリボン

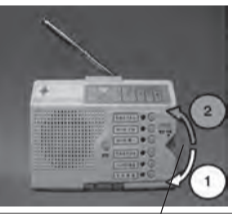
・避難勧告や緊急情報などの区が発信する防災情報  
試験放送  
試験放送を毎月15日に行います。偶数月は午後7時ごろ、奇数月は午前9時ごろに実施します。

◎電波の状況によっては、試験放送終了後に通常の放送が流れ続けることがあります。この場合は、別図のとおり一度スイッチを入れてからスイッチを切ってください。

### 注意事項

お問い合わせいただいたラジオは、初期不良以外の理由による返品には応じられません。  
防災危機管理課危機管理係  
☎(3546)5087

別図



この「電源/音量ダイヤル」を、  
①時計回り(音量が大きくなる方向)に回す。  
②反時計回りに「カチッ」と音がするまで回す。

## 住宅に関する事業

### 住宅修繕等資金の融資あっせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震補強などをしようとする方が困難な場合に、低利の融資が受けられるよう指定金融機関にあつせんします。

### 対象となる住宅

- 区内に所在するもの
- 建築基準法上適法のもの
- 居住部分の床面積が240平方メートル以下のもの
- 修繕などの範囲
- 住宅の安全性、耐久性、居住性を高める工事

### 増築または改築工事で建築確認申請を必要とする工事は、対象となりません。

### 申し込み資格

- 修繕工事をする住宅に居住、または修繕後に居住しようとしていること
- 住民税を滞納していないこと
- 融資を受けた資金の返還およびその利子の支払いについて十分な能力を有すること

### 融資額

工事費用の範囲内で、20万円から1万円を単位として700万円まで

### 融資あっせん

融資あっせんの決定を受けた方は、指定金融機関と融資契約を締結し、工事完了後に融資を受けることになります。なお、融資を受け

### 高齢者などの居住支援

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用する場合、利用費用の一部を助成します。

### あんしん居住制度利用助成

対象  
・60歳以上の高齢者  
・障害のある方(障害の程度による条件あり)

### 助成額

・預かり金タイプは利用費用の2分の1  
・月払いタイプは事務手数料

### 詳しくはお問い合わせください

家賃債務保証制度利用助成  
区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(一財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、その保証料の一部を助成します。

### 家賃債務保証制度利用助成

対象  
・満60歳以上の方、または、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方(同居者は配偶者、満60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族などに限る)

### 助成額

・保証料の2分の1  
・住み替えを考えている方を対象に、公共住宅の案内など住宅相談を行っています。また、一定の要件に該当する住み替えの困難な高齢者には、(公社)宅地建物取引業協会との協力を得て不動産協力店の紹介や支援を行っています。

### 住宅住み替え相談

相談日時  
毎月第1月曜日(一般相談)  
毎月第2・4火曜日(高齢者相談)  
午後1時～4時(要予約)  
相談員  
・(公社)東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部の相談員、区職員(高齢者相談のみ)

### あんしん居住制度について

・(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター  
☎(5466)2635  
・家賃債務保証制度について  
(一財)高齢者住宅財団  
☎(3206)6437

### 住宅住み替え相談

・住宅住み替え相談について  
一般相談  
住宅課計画指導係  
☎(3546)5466  
・高齢者相談  
高齢者福祉課高齢者サービス係  
☎(3546)5355

・障害者世帯(障害の程度による条件あり)  
・子育て世帯(扶養義務のある18歳以下の者が同居)